

論文式試験問題集
〔法律実務基礎科目（民事）〕

【民事】

司法試験予備試験用法文を適宜参照して、以下の各設問に答えなさい。

【設問1】

弁護士Pは、Xから次のような相談を受けた。

【Xの相談内容】

「私は、平成20年3月1日当時、使用していない倉庫（以下「本件倉庫」という。）を所有していました。ある日、友人であるYが、遠方に一時的に転勤するため、家具等を保管するために本件倉庫とその敷地を売ってほしいと私に対して申し出てきました。そこで、私は、同年3月15日、代金200万円で、本件倉庫とその敷地をYに売却することを合意し（以下「本件売買」という。）、同日、Yに本件倉庫とその敷地を引き渡しました。もっとも、Yは転勤の準備で資金が不足しているため、代金200万円を直ちに支払うことができないと申し出たため、私は代金支払日を平成20年9月15日と定め、代金の支払と引き換えに本件倉庫とその敷地の登記を移転することにしました。

しかし、Yは、同年9月15日になっても代金を支払いませんでした。もっとも、当時、私は妻が病気で入院していてその看病に追われており、直ちにYに代金を請求することなく放置していました。その後、妻の体調が回復したため、私は平成21年3月1日になって、Yに対して改めて代金を支払うよう手紙を出して請求したところ、同月15日、Yは代金の一部である100万円を私の口座に振り込んできました。

もっとも、Yは代金の一部である100万円を支払ったのみで、それ以降残金100万円を支払っておらず、私も仕事が忙しくそれ以降Yに対して残金の支払を請求していませんでした。

そこで、Yには本件売買の残代金100万円を支払ってもらいたいと思います。」

弁護士Pは、【Xの相談内容】を前提に、平成30年11月1日、Xの訴訟代理人として、Yに対し、売買契約に基づく代金支払請求権を訴訟物として、残代金100万円の支払いを求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起することを検討することとした。

以上を前提に、以下の各問いに答えなさい。

- (1) 弁護士Pが、本件訴訟の訴状（以下「本件訴状」という。）において記載すべき請求の趣旨（民事訴訟法第133条第2項2号）を記載しなさい。なお、付随的申立てについては、考慮する必要はない。
- (2) 弁護士Pが、本件訴状において、請求を理由づける事実（民事訴訟規則第53条第1項）として主張すると考えられる具体的事実を記載しなさい。
- (3) 弁護士Pは、以下の事実を、請求を理由づける事実として主張する必要があるか。主張する必要の有無とその理由を記載しなさい。
 - i. 代金支払日を平成20年9月15日と定めた事実
 - ii. 平成21年3月15日、Yが本件売買代金支払債務の一部の履行として100万円を支払った事実

【設問2】

弁護士Qは、平成30年11月14日、本件訴状の送達を受けたYから次のような相談を受けた。

【Yの相談内容】

「確かに私はXから本件倉庫とその敷地を購入しましたが、その代金は200万円ではなく100万円です。そして、私は代金100万円を全て支払いました。私は代金を全額支払ったのですから、Xの主張に理由はありません。

また、仮にXの主張するように代金が200万円であったとしても、Xはもう長いこと残金100万円

を請求してこなかったのですから、今更残代金を請求すると言われても納得できません。」

弁護士Qは、【Yの相談内容】を前提に、Yの訴訟代理人として、弁済の抗弁と消滅時効の抗弁を主張することとし、これらが記載された本件訴訟における答弁書（以下「本件答弁書」という。）を提出した。

以上を前提に、以下の各問いに答えなさい。

(1) 弁護士Qは、本件答弁書に記載した消滅時効の抗弁につき、次の各事実を主張することを検討した。

以下の①ないし③にQが主張すべき具体的な事実を記載しなさい。

ア XとYは、〔①〕と合意した。

イ 平成30年9月15日は、〔②〕。

ウ Yは、〔③〕。

(2) 裁判所は、Yが主張する消滅時効の抗弁について、Yに対して撤回するよう促した。裁判所が撤回を促した理由を記載しなさい。

【設問3】

弁護士Pは、第1回弁論準備手続期日において、本件売買の代金が200万円であることを立証趣旨として、売買代金欄に「金二百万円也」と手書きで記載され、当事者欄にX及びYのゴム印による記名並びに各自の印影による押印がされた売買契約書（以下「本件売買契約書」という。）を提出し、証拠として取り調べられた。これに対し、弁護士Qは、本件売買契約書の成立の真正を否認し、「金二百万円也」との記載は「金一百万円也」との記載が双方の記名押印後に書き換えられたものであると主張している。

以上を前提に、以下の各問いに答えなさい。

(1) 裁判所は、本件売買契約書の形式的証拠力を判断するにあたり、X及びYの印影による押印が存在することについて、二段の推定との関係で、どのように考えることになるか論じなさい。

(2) 裁判所は、本件売買契約書の形式的証拠力を判断するにあたり、「金二百万円也」との記載は「金一百万円也」との記載が双方の記名押印後に書き換えられたものであるとの弁護士Qの主張について、二段の推定との関係で、どのように考えることになるか論じなさい。

【設問4】

その後、2回の弁論準備手続期日を経て準備書面及び書証が提出された後、第2回口頭弁論期日において本人尋問が実施され、Xは前記【Xの相談内容】のとおり、Yは下記【Yの供述内容】のとおり供述した。

【Yの供述内容】

「私は、Xから本件倉庫とその敷地を代金100万円で購入し、代金を全額支払いました。

また、本件倉庫の敷地の価格は先に書証として提出した税金関係の書類から算出すると、約120万円です。本件倉庫は同書類上約20万円の価値があるとされていますが、登記事項証明書から明らかなどおり本件倉庫は築40年以上と古く、現実には価値はありません。むしろ、将来解体費用がかかることや私がXの友人であることを勘案して、代金を100万円と合意したのです。客観的な価値より高額な200万円で購入するはずがありません。

Xは、本件売買契約書に「金二百万円也」と書いてあるから代金は200万円だと主張していますが、これはXがお金欲しさから私の押印後に「一」の字の上を一を加筆したに違いありません。Xは、最近事業に失敗して金策に苦しんでいると聞いていますし、私とはもう約10年疎遠になっているので、このような請求をしてきたのだと思います。

確かに、私は本件倉庫とその敷地の登記の移転を求めてきませんでしたが、それは私が本件倉庫を自分

で使うだけで売却する予定もなかったからです。また、Xは私の友人でしたし、Xが本件倉庫及びその敷地を第三者に二重に売買してしまう危険など当時は全く感じていませんでした。今も登記が私に移転されていないのはXの怠慢であり、速やかに登記も移転してほしいです。」

弁護士Qは、本件訴訟の第3回口頭弁論期日までに、前記の提出された各書証及び前記【Yの供述内容】に基づいて、弁済の抗弁が認められることにつき主張を展開したいと考えている。弁護士Qにおいて最終準備書面に記載すべき内容を、想定される弁護士Pからの主張も踏まえて、答案用紙1頁程度の分量で記載しなさい。

以 上

2019年4月14日

担当：弁護士 大和田準

参考答案
[法律実務基礎科目 (民事)]

<p>第1 設問1</p> <p>小問(1) 被告(Y)は、原告(X)に対し、100万円を支払え</p> <p>小問(2) 原告(X)は、被告(Y)に対し、平成20年3月15日、本件倉庫及びその敷地を、代金200万円で売った。</p> <p>小問(3) 1 (i) について</p> <p>(1) 結論 主張する必要はない。</p> <p>(2) 理由 代金支払日を平成20年9月15日と定めた事実は、期限の定めにあたるどころ、期限の定めは請求原因に対する権利障害事実であり、抗弁にあたるため。</p> <p>2 (ii) について</p> <p>(1) 結論 主張する必要はない。</p> <p>(2) 理由 平成21年3月15日、Yが本件売買代金の一部として100万円を支払った事実は、代金支払債務の一部弁済にあたるどころ、弁済は請求原因に対する権利消滅事実であり、抗弁にあたるため。 また、当該事実は残代金債権100万円の承認にもあたり消滅</p>	<p>時効の更新事由にもなるため(改正民法152条1項)、消滅時効の抗弁に対する再抗弁にもなる。もともと、消滅時効の抗弁はあくまでYの援用によってはじめてその効果が発生する。したがって、当該事実はなお請求原因事実としては主張する必要がない。</p> <p>第2 設問2</p> <p>小問(1) ①代金支払日を平成20年9月15日 ②経過した ③原告(X)に対し、上記時効を援用する</p> <p>小問(2) Yは「代金100万円を全て支払いました」と弁済の抗弁にあたる事実も主張している。この弁済の抗弁にあたる事実は、それが全部弁済ではなく一部弁済であるとする、残部の債権についての「権利の承認」にもあたる事実となり、消滅時効の更新事由(改正民法152条1項)に該当することになる。</p> <p>消滅時効の更新は、消滅時効の抗弁に対する再抗弁となるため、被告は再抗弁にかかる事実を先行自白したことになる。したがって、被告の消滅時効の抗弁は主張自体失当となるため、裁判所は撤回を促したと考えられる。</p> <p>第3 設問3</p> <p>小問(1) 文書は、その成立が真正であること、すなわち形式的証拠力を証</p>
--	---

明しなげなければならない（民訴法228条1項）。そして、私文書は本人の押印があるときは形式的証拠力が推定される（同4項）。ここにいう「本人……の……押印があるとき」とは、本人の意思に基づき押印があることを意味するところ、本人の印章による印影が存在する場合、第三者に自己の印章を使用させることは稀であるとの経験則から、本人の意思に基づき押印であるとの事実上の推定が及ぶ（1段目の推定）。その結果、同項により文書全体が真正に成立したとの推定が及ぶ（2段目の推定）。

本件では、本件売買契約書にはX及びY双方の印影による押印がある。したがって、裁判所は、当該押印がX及びYの意思に基づき押印であることが事実上推定される結果、本件売買契約書全体が真正に成立したとの推定が及ぶと考えることになる。

小問(2)

「金二百万円也」との記載は「金一百万円也」との記載が双方の記名押印後に書き換えられたものであるとの弁護士Qの主張は、本人の意思に基づき押印が存在することを前提に、押印後に文書が変造されたことを指摘して2段目の推定に対して反証し、文書全体の成立の真正を否認するものである。

したがって、裁判所は、押印後に文書が変造されたために2段目の推定が成立せず、本件売買契約書全体が真正に成立したとの推定が成立しない可能性を考えることになる。

第4 設問4

本件倉庫の敷地の価格は約120万円である。本件倉庫は築40年以上と古く価値はない。一般にある物を客観的な価値より高額で購入する者は存在しない。むしろ、本件倉庫は将来解体費用がかかり、被告は原告の友人であることから、客観的価値より価格を減額する動機すらある。

原告は、最近事業に失敗して金策に苦しんでおり、被告とはもう約10年疎遠になっている。一般に、金策に苦しむ者には契約書を変造して疎遠な者から金銭を得る動機がある。また、本件売買契約書の売買代金欄は手書きで記載されており、「一」から「二」に変造することは容易である。したがって、本件売買契約書の「金二百万円也」との記載は、原告が被告の押印後に「一」の字の上に一を加筆して変造したものである。

被告は代金支払当時、本件倉庫を自己使用しておりその売却予定がなかった。また原告は被告の友人であるため、本件倉庫及びその敷地を第三者に二重に売買してしまう危険も全く感じていなかった。被告が移転登記を求めなかった理由は以上のとおりであり、代金全額を支払っていないことが理由ではない。移転登記の不存在は代金が200万円であることを推認させない。

以上のとおり、本件倉庫及びその敷地の売買代金は100万円であり、被告は原告にその履行として100万円全額を支払った。

以上

2019年4月14日
担当：弁護士 大和田準

予備試験答案練習会(法律実務基礎科目(民事))採点基準表

受講者番号	
-------	--

	小計	配点	得点
〔設問1〕	(10)		
小問(1) 請求の趣旨が正確に記載されていること		2	
小問(2) 請求の原因が正確に記載されていること		2	
小問(3) (i)主張する必要があること(1点)、期限の定めは請求原因に対する権利障害事実であり、抗弁にあたること(2点)について正しく記載されていること		3	
小問(3) (ii)主張する必要があること(1点)、弁済は請求原因に対する権利消滅事実であり、抗弁にあたること(2点)について正しく記載されていること ※消滅時効の抗弁に対する再抗弁にもなることを指摘した上で、なお請求原因事実としては主張する必要があることまで記載した答案には裁量点で最大3点を加点する。		3	
〔設問2〕	(8)		
小問(1) ①乃至③が正確に記載されていれば各1点 ※①は「経過」と記載されていることが必要(「到来」との区別)		3	
小問(2) 100万円の弁済が代金債務200万円に対する一部弁済となるときは、当該弁済が残債権100万円に対する承認にもあたること(2点)、残債権の承認が残債権100万円の消滅時効の更新事由にあたること(1点)、消滅時効の更新が消滅時効の抗弁に対する再抗弁にあたること(1点)、Yが一部弁済の事実すなわち債務の承認にあたる事実を先行自白していること(1点)が記載されていること		5	
〔設問3〕	(8)		
小問(1) 文書は形式的証拠力を証明しなければならないこと(1点)、二段の推定の仕組みが正しく記載されていること(3点、部分点あり)、X及びYの印影による押印の存在が二段の推定の適用の前提となって文書全体の真正が推定されること(2点)		6	
小問(2) Qの主張が二段目の推定(法律上の推定)に関する反証であることが記載されていること		2	
〔設問4〕	(14)		
(1)代金を100万円と合意する動機 本件倉庫の敷地の価格が約120万円であることの引用(1点)。本件倉庫は築40年以上と古く価値がないことの引用(1点)。 一般に、ある物を客観的な価値より高額で購入する者は存在しないこと等経験則の摘示(1点)。 本件倉庫は将来解体費用がかかることの引用(1点)、被告は原告の友人であることの引用(1点)から、客観的価値より価格を減額する動機すらあること(1点)。		6	
(2)本件売買契約書の変造の動機・容易性 原告が最近事業に失敗して金策に苦しんでいることの引用(1点)、原告が被告と約10年疎遠になっていることの引用(1点)。 一般に、金策に苦しむ者には契約書を変造して疎遠な者から金銭を得る動機があること等経験則の摘示(1点)。 本件売買契約書の売買代金欄は手書きであり、「一」から「二」に変造することは容易であること(1点)。		4	
(3)移転登記の不存在に対する反論 被告は代金支払当時、本件倉庫を自己使用しておりその売却予定がなかったことの引用(1点)。原告は被告の友人であるため、本件倉庫及びその敷地を第三者に二重に売買してしまう危険も全く感じていなかったこと(1点)。代金全額を支払っていないことが被告が移転登記を求めなかった理由ではないこと(1点)。移転登記の不存在は代金が200万円であることを推認させないこと(1点)。		4	
○裁量点	(10)	10	
合計	(50)	50	

法律実務基礎科目（民事） 解説レジュメ

第1 総論（民事実務基礎とは）

- 1 要件事実
- 2 民事訴訟手続
- 3 事実認定
- 4 民事執行・民事保全
- 5 法曹倫理

第2 設問1について

小問(1) 請求の趣旨（民事訴訟法第133条第2項2号）

(1) 「請求の趣旨」とは

：訴訟における原告の主張の結論となる部分・訴えをもって審判を求める請求の表示

(2) 請求の趣旨に、給付の法的性質や理由などは記載しない。

例：「被告は、原告に対し、売買残代金100万円を支払え」……×

小問(2) 「請求を理由づける事実」＝「請求の原因」（民事訴訟規則第53条第1項）

(1) 前提としての訴訟物の特定

本問の訴訟物：売買契約に基づく代金支払請求権 1個

cf. 実務は旧訴訟物理論を採用

(2) 「請求の原因」と「要件事実」の関係

「請求の原因」とは：訴訟物である権利を発生させるために必要な法律要件に該当する事実

「法律要件」とは：権利の発生、障害、消滅、阻止という法律効果の発生要件

「要件事実」とは：一定の法律効果を発生させる法律要件に該当する具体的事実

受験レベルでは、誤解を恐れずに言えば、要件事実＝主要事実と考えてよい。

cf. 間接事実、補助事実

∴「請求の原因」には要件事実を記載する。

「請求の原因」にあたる要件事実を「請求原因事実」ともいう。

請求の原因にあたる要件事実がわからないときの考え方のフローチャート

①訴訟物を特定する

②訴訟物である権利を発生させるために必要な法律要件は何かを明らかにする（条文にあたる）

③その法律要件に該当する事実（要件事実）が何かを考える

(3) 売買契約に基づく代金支払請求権の要件事実

「売買は、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」（民法555条）

→①財産権（目的物）の移転、②対価たる代金支払についての各合意が法律要件

∴①及び②についての各合意に該当する具体的事実が要件事実になる。

：「原告（X）は、被告（Y）に対し、本件倉庫及びその敷地を、代金200万円で売った。」が要件事実になる。

※実務上は売買の日付も記載することが多いが、厳密には要件事実ではない。

小問(3) 請求原因と抗弁の関係

i. 代金支払日を平成20年9月15日と定めた事実

(1) 問題の所在

原告(X)は、平成20年9月15日が到来しなければ、被告(Y)に売買代金を請求できないのであるから、平成20年9月15日という代金支払日を定めたが、その支払日は到来した、ということを請求原因事実で主張しなければならないのではないか？

(2) 条件・期限(法律行為の付款)

：法律行為の効力の発生や消滅、法律行為から生じる債務の履行を、将来の一定の事実にかからせる旨の合意

代金支払日を平成20年9月15日と定めた事実は、売買代金支払債務という「債務の履行」を、平成20年9月15日の到来という「将来の一定の事実」にかからせる旨の合意である(代金債務の履行期限の合意)。

代金債務の履行期限の合意にあたる事実は、請求原因事実ではない(小問(2)(3)参照)。

→では履行期限の合意の法的位置づけは何か？

(3) 「抗弁」

「抗弁」とは：①請求原因と両立し、かつ、②請求原因が存在することによる権利の発生を障害し、消滅させ、又は権利の行使を阻止する法律要件に該当する事実

※小問2の「請求の原因」の定義と対比せよ。

∴「抗弁」にも要件事実を記載する。

「抗弁」にあたる要件事実を「抗弁事実」ともいう。

※①「請求原因と両立」しない事実は、抗弁ではなく、請求原因に対する否認の理由にあたる(民事訴訟規則79条3項)

(4) 結論

∴履行期限の合意にあたる事実は、抗弁である。

代金支払日を平成20年9月15日と定めた事実は、被告(Y)が原告(X)の請求に対する抗弁として主張すべき事実である。

cf. 履行期限の到来にあたる事実は、履行期限の合意に対する再抗弁になる。もっとも、本件では履行期限(平成20年9月15日)が到来した事実は顕著であるから、原告(X)が主張するまでもなく再抗弁の成立が認められる。

したがって、被告(Y)が履行期限の抗弁を主張する実益はない。

ii. 平成21年3月15日、Yが本件売買代金支払債務の一部の履行として100万円を支払った事実(応用問題)

(1) 問題の所在

原告(X)は、代金200万円で本件倉庫及びその敷地の売買契約を締結したが、既にその代金の一部として100万円の支払いを受けているから、本訴訟ではその残額である100万円を請求する、ということを請求原因事実で主張しなければならないのではないか？

(2) 弁済

：債務の内容である給付を実現させる債務者その他の者の行為(民法474条以下)。

これによって債権はその目的を達して消滅する(権利消滅事実)。一部弁済の場合、債権はその一部の範囲で消滅する。一部弁済の事実も抗弁事実であり請求原因事実ではない。

→一部弁済の法的位置づけは他にもないか？

(3) 「再抗弁」

一部弁済の事実は、原告(X)の立場からは、消滅時効の更新事由にあたるため(改正民法152条1項)、消滅時効の抗弁に対する再抗弁にもなる。

なお、消滅時効の効果は、時効期間の経過によって確定的に生ずるものではなく、時効が援

用されたときにはじめて確定的に生ずる（詳細は設問2小問1の解説で後述）。そうすると、仮に原告（X）が、売買契約成立時が平成20年4月15日であることを主張したとしても、被告（Y）が時効援用の意思表示を主張しない限り消滅時効の効果は発生しないため、消滅時効の要件事実を全て先行自白したことにはならない。したがって、本問はいわゆる「せり上がり」の問題ではなく、一部弁済の事実を請求原因において予め主張しておく必要はない。

また、被告（Y）の立場からは、本件売買代金は100万円と合意していたことが前提となるため、100万円の支払は一部弁済の抗弁ではなく、あくまで全部弁済の抗弁として機能する。

第3 設問2について

小問(1) 消滅時効の抗弁の要件事実

- ①「代金支払期限を平成20年9月1日」
- ②「経過した」
- ③「消滅時効を援用する」

(1) 消滅時効の抗弁とは

消滅時効の主張は、代金債権の消滅原因となるため、抗弁に位置づけられる。

債権の消滅時効の法律要件は、(i) 権利を行使することができる状態になったこと（改正民法166条1項2号）、(ii) iのときから10年が経過したこと（改正民法166条1項2号）、(iii) 援用権者が相手方に対し時効援用の意思表示をしたこと（民法145条）である。

①は(i)の、②は(ii)の法律要件に該当する具体的事実（＝要件事実）である。

※「経過」と「到来」の区別

「経過」：ある日を過ぎること ex) 遅滞

「到来」：ある日が来ること ex) 期限

(2) 時効援用の意思表示（改正民法145条）

時効による権利消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、時効が援用されたときにはじめて確定的に生ずる（不確定効果説のうち停止条件説、最判昭61年3月17日民集40巻2号420頁）。したがって、③の主張が必要になる。

小問(2) 裁判所が撤回を促した理由（応用問題）

(1) 消滅時効の抗弁が予備的抗弁であること

被告は本件売買代金が100万円であることを前提に、全部弁済したとの抗弁を主位的に主張している。

これに対し、消滅時効の抗弁は、仮に本件売買代金が200万円だったとしても、残額100万円は時効により消滅したと主張するものであり、本件売買代金が100万円ではなく200万円であることを認める点で、予備的抗弁に位置づけられる。

(2) 被告（Y）が主張したと考えられる弁済の抗弁の要件事実

「被告は、原告に対し、平成21年4月15日、本件売買契約に基づく債務の履行として100万円を支払った。」が弁済の抗弁の要件事実になる。

上記弁済の抗弁にあたる事実が、それが一部弁済であるとする、「権利の承認」にもあたる事実であり、消滅時効の更新事由（改正民法152条1項）になる。消滅時効の更新は、消滅時効の抗弁に対する再抗弁となるため、被告は再抗弁にかかる事実を先行自白したことになる。したがって、被告の消滅時効の抗弁は、主張自体失当である。

第4 設問3について

小問(1) 二段の推定と押印

(1) 文書の形式的証拠力（民事訴訟法228条1項）

「形式的証拠力」とは：文書の記載内容が作成者の思想の表現であると認められること＝「成立が真正であること」

「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。」（民事訴訟法228条1項）とは、文書の形式的証拠力を、当該文書を証拠として請求する者が証明しなければならないことを意味する。

→形式的証拠力とは文書の成立が真正であることを指す。

本件では、「弁護士Qは、本件売買契約書の成立の真正を否認し」とあるとおり、本件売買契約書の形式的証拠力が否認されているため、弁護士Pはその形式的証拠力（＝成立が真正であること）を立証しなければならない。

cf. 「実質的証拠力」：真正な文書に示された思想内容が要証事実に対する裁判官の心証形成に役立つ効果を有すること

(2) 二段の推定（民事訴訟法228条4項）

ア とはいえ、文書の形式的証拠力（＝成立の真正）はどう証明するのか？

→「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」（民事訴訟法228条4項）とあるとおり、本人又はその代理人の署名又は押印があれば、形式的証拠力が推定される。

→推定された文書の形式的証拠力を否認するときは、立証責任が転換され、相手方が当該文書の形式的証拠力の不存在を立証しなければならなくなる。

イ では「本人又はその代理人の署名又は押印があるとき」とはどんなときか？

①成立を争う私文書に本人又は代理人の印章による印影が存在する場合（前提事実）には、第三者に自己の印章を使用させることは稀であるとの経験則から、本人又は代理人の意思に基づく押印であるとの事実上の推定が及ぶ（1段目の推定）。

②これにより民訴法228条4項の「押印」の要件が満たされる結果、同項により文書全体が真正に成立したとの推定が及ぶ（2段目の推定）。

(3) 本問の回答

本件では、本件売買契約書にはX及びY双方の印影による押印がある。したがって、当該押印はX及びYの意思に基づく押印であることが事実上推定される結果、本件売買契約書全体が真正に成立したとの推定が及ぶ。

二段の推定が問われたときは、文書は成立の真正を証明しなければならないこと及び二段の推定の内容について理解していることを答案に示す必要がある。

小問(2) 二段の推定に対する反証

(1) 二段の推定に対する相手方の反証

①本人の印章による印影ではない（前提事実に対する反証）

②本人の意思に基づく押印ではない（1段目の推定に対する反証）

ex)盗まれた印鑑による押印、同居者が勝手に押印、預けた印鑑の目的外使用

③本人の意思に基づく押印後に文書が変造された（2段目の推定に対する反証）

が主に考えられる。試験で二段の推定が出題されたときは、いずれの段階に対する反証が問題となっているのかを常に意識する必要がある。

(2) 本問の回答

本件の弁護士Qの主張は③にあたることを指摘し、2段目の推定が成立しない結果、形式的

証拠力が認められなくなる可能性の存在を答案に示す必要がある。

第5 設問4について

(1) 事実認定

設問に記載された事実をとにかく引用し、経験則を示して適用・評価し、要証事実の存在を推認する。

自己の依るべき立場（本件では被告）から見て有利な事実と不利な事実に分け、有利な事実についてはなぜ有利なのか、経験則を示して適用し評価する。不利な事実については、やはり経験則を示して適用し、本件では不利にならないとの評価を記載する。

事実を時系列の観点から整理する（契約締結前の事情・契約締結時の事情・契約締結後の事情）。

(2) 経験則とは

「経験則」：社会生活における経験から帰納される一切の法則

→社会生活の中で、このような事実があれば普通このようになるだろうというような法則的なものであり、当然例外があり得る。その場で考えて書けば十分であり、勉強して対策するものでもない。

ex) 実印は普通第三者に渡さない→実印の押印は普通本人の意思に基づく

第6 参考文献

(1) 必読

- ・司法研修所編「新問題研究要件事実」（法曹会・平成23年）

(2) 参考

- ・大島眞一「完全講義民事裁判実務の基礎[第2版]上巻」（民事法研究会・平成25年）
- ・司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実 民事訴訟における攻撃防御の構造」（法曹会・平成18年）
- ・村田渉・山野目章夫編著「要件事実論30講[第3版]」（弘文堂・平成24年）

(3) その他

- ・岡口基一「要件事実マニュアル1・2[第5版]」（ぎょうせい・平成28年）
- ・岡口基一「要件事実問題集」
- ・司法研修所編「増補民事訴訟における要件事実第一巻・第二巻」（法曹会・昭和61年，平成4年）

以上

2019年4月14日

担当：弁護士 大和田準